

居宅サービス等の限度額について

利用限度額

居宅サービスや総合事業のサービスには、要支援・要介護状態や事業対象者のそれぞれの区分ごとに1か月あたり、利用できるサービスの限度があります。

利用限度額のある居宅サービス

(介護予防サービスを含みます)

- | | |
|-------------------------|--|
| ① 訪問介護 | ⑪ 短期入所生活介護
(特別養護老人ホームなどのショートステイ) |
| ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | ⑫ 短期入所療養介護
(老人保健施設又は療養病床等でのショートステイ) |
| ③ 夜間対応型訪問介護 | ⑬ 福祉用具貸与 |
| ④ 訪問入浴介護 | ⑭ 小規模多機能型居宅介護 |
| ⑤ 訪問看護 | ⑮ 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス) |
| ⑥ 訪問リハビリテーション | ⑯ 短期利用の認知症対応型共同生活介護
(グループホームのショートステイ) |
| ⑦ 通所介護(デイサービス)(定員19人以上) | ⑰ 短期利用の(地域密着型)
特定施設入居者生活介護 |
| ⑧ 地域密着型通所介護(定員18人以下) | |
| ⑨ 認知症対応型通所介護 | |
| ⑩ 通所リハビリテーション(デイケア) | |

※居宅療養管理指導・認知症対応型共同生活介護・(地域密着型)特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については利用者負担限度額の対象となりません。その他、利用限度額対象とならない加算もあります。

利用限度額のある総合事業のサービス

- | | |
|---------------|---------------|
| ⑱ 介護予防型訪問サービス | ⑳ 介護予防型通所サービス |
| ㉑ 生活援助型訪問サービス | ㉒ 短時間型通所サービス |
| | ㉓ 選択型通所サービス |

区 分	1か月あたりの 利用限度単位数	1か月あたりの利用限度額 (1単位11.12円で計算した場合)	利用者負担額
			1割負担の場合
事業対象者	5,032単位	56,000円程度	5,600円程度
要支援1	5,032単位	56,000円程度	5,600円程度
要支援2	10,531単位	117,200円程度	11,720円程度
要介護1	16,765単位	186,500円程度	18,650円程度
要介護2	19,705単位	219,200円程度	21,920円程度
要介護3	27,048単位	300,800円程度	30,080円程度
要介護4	30,938単位	344,100円程度	34,410円程度
要介護5	36,217単位	402,800円程度	40,280円程度

※1単位の単価はサービスにより異なり、①・②・③・④・⑤・⑩・⑱は11.12円、⑥・⑨・⑪・⑫・⑭・⑮は10.88円、⑦・⑧・⑬・⑯・⑰・⑲・㉑・㉒は10.72円、⑳・㉓は10円。